

ネット・ケータイ問題への 対応について

子どもたちが
ネットや携帯電話の被害にあわないために



山口県警察本部生活安全部少年課
山口県教育庁学校安全・体育課

はじめに

高度情報化社会の進展とともに、ネット・ケータイを介した児童生徒のいじめや誹謗中傷等が大きな社会問題となっています。

本県では、これらに対応するために、未然防止の取組として、学校における児童生徒の情報モラル教育の充実のもとより、教職員・保護者等への啓発、相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応の取組として、「問題行動等対応マニュアル」等の配付や「学校と警察とのネット問題連携対応システム」の構築等を行ってきました。

しかしながら、児童生徒を巻き込むネット・ケータイの問題は、有害サイト、チェーンメール等から発生するトラブルや出会い系サイト、コミュニティサイトなど非出会い系サイトを介した児童買春等の事件など、様々な事柄に及んできています。

この新たな問題への的確に対応するためには、家庭でのルールづくりや、保護者・地域の方々等への一層の啓発による子どもを見守る体制の強化が必要です。

このため、この度、山口県PTA連合会及び山口県公立高等学校PTA連合会のご協力もいただき、県、県警、県教委が連携して、現在の様々なネット・ケータイ問題の対応の在り方やトラブルの概要等についてまとめた資料を作成しました。

今後、学校や地域社会等、様々な場において本資料を積極的に活用され、ネット・ケータイ問題の課題を共有し、社会総がかりでネット社会における子どもを見守る体制づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

□ 活用の仕方

- ・「ネット・ケータイの主なトラブルについて(概略図)」等を保護者等に配付して、地域リーダー、警察署員、教職員等が説明資料を活用して啓発を行います。

□ 活用の方法

- ・地域リーダー、所轄警察署等においては、様々な講習会での活用が考えられます。
- ・学校においては、例えば以下のような活用が考えられます。
 - ①PTA総会での保護者へのネット・ケータイ問題説明資料として活用
 - ②学級懇談などの少人数の場での討議用資料として活用
 - ③保護者等へのネット問題等の未然防止の配付資料として活用
 - ④情報担当等による教職員研修会で活用
 - ⑤問題発生時の対応の在り方についての資料として活用
 - ⑥児童生徒の発達段階に応じて概要図等を配付しての指導に活用

※ 資料の一部抜粋や受講される方の実態に応じた部分改訂による利用、参考資料等を活用したより詳細な情報提供等の実施も可能です。

ネット・ケータイ問題への対応について

- 1 ネット・ケータイ問題への対応について P 1 ～
- (1) 未然防止のポイント
 - (2) 家庭でのルールづくり(約束書の例)
 - (3) 初期対応のポイント
 - (4) 中・長期対応のポイント
 - (5) ネット問題相談機関
 - (6) 学校と警察のネット問題連携対応システム
- 2 ネット・ケータイの主なトラブルについて P 8 ～
- (概略図)
 - (説明)
 - (1) 有害サイト
 - (2) チェーンメール
 - (3) 写真などの個人情報発信
 - (4) 著作権侵害
 - (5) なりすましメール
 - (6) 迷惑メール
 - (7) ネットオークション
 - (8) 出会い系サイト
 - (9) 非出会い系サイト
 - (10) フィッシング
 - (11) メール・ケータイ依存
 - (12) ネット依存
 - (13) その他
- 3 資料編 (ネット・ケータイ問題に係る関係サイト等) P 17～
- (1) 情報モラルの育成サイトについて
 - (2) 児童生徒対象啓発サイト・資料について
 - (3) ネット問題対応参考サイトについて
 - (4) ネット問題保護者等啓発サイト・資料について
 - (5) フィルタリングについて
 - (6) 出会い系サイト・チェーンメール等対策サイトについて

1 ネット・ケータイ問題への対応について

(1) 未然防止のポイント 〈学校におけるポイント〉

【保護者に対して】

子どもが携帯電話を持つことが必要かどうか、十分検討するよう啓発する。

子どもが所持する場合は、フィルタリングをかけるよう啓発する。

携帯電話やパソコンの長所や短所について、家庭でしっかり話し合い、所持する場合は、必ずルールを作るように啓発する。



【児童生徒に対して】

山口県PTA連合会主催ホスターコンクール最優秀作品

個人情報の取扱いは慎重に行う。

- ・むやみに自分のメールアドレスを他の人に教えない。
- ・自分以外のメールアドレスを勝手に他の人に教えない。
- ・安易に他の人に写真やメールを送らない。
- ・サイト上やメールで知らない人とコミュニケーションをとる時は、名前、住所、携帯電話番号などをむやみに公開しない。
- ・サイト上やメール上の懸賞やプレゼントにつられて、簡単にアンケートに答えない。

知らない人を簡単に信用しない。

- ・メールをやりとりしていても面識のない人とは会わない。

オークションなどで会員登録する時はよく確認する。

- ・安心できるサイトかどうか、保護者と一緒によく確認する。
- ・参加するときは、条件や取り決め、連絡先などをよく確認してから利用する。

不明な請求など、ネット上の不審な事柄があった場合には、保護者に必ず相談する。

(2) 家庭でのルールづくり

1 携帯電話を持つ必要があるか、十分検討する！ (unnecessary 携帯電話は、持たせない。)

- 有害情報等による危険から子どもたちを守るためには、必要のない携帯電話を持たせないことが大切です。
- 家庭で本当に必要なのか、よく話し合しましょう。「子どもが欲しいから…」などの理由で持つことをすぐに認めることは望ましくありません。

2 携帯電話を持たせる前に、まず家庭でルールをつくる！

- 購入前に家庭でルールを決め、必ず守るようにしましょう。
- ルールについて、約束を交わすのも効果的です。

(次ページに約束書の例を掲載)

※ ルールは必要に応じて見直すことも大切です。

ルールができたら、家のどこかに掲示するようなことはどうでしょうか？



《ルールの例》

- 自宅内では居間で使う。
- 食事中は使わない。
- 学習中は使わない。
- 深夜は使わない。
- 使用料金の上限は、〇〇〇〇円まで。
- フィルタリングサービスは絶対つける。
- 他人を傷つけるような使い方をしない。
- マナーやモラルを守って利用する。
- ルールを破ったら、携帯電話の利用を停止する。

など

《約束書の例》

携帯電話使用についての我が家のルール

1. 夜〇〇時以降は、使用しません。
2. 食事中や入浴中、そして学習中は、使用しません。
3. 怪しいサイトには、アクセスしません。
4. 名前、住所、電話番号、学校名、顔写真等の個人情報は、送信したり掲載したりしません。
5. 送信者不明のメールや知らない人からメールが来た場合は、すぐに親に報告します。
6. 問題が起こった時は、親に相談します。
7. フィルタリングサービスは必ずつけます。

以上のルールを守って使うことを約束します。

平成 年 月 日

名 前

保護者名

(3) 初期対応のポイント 〈家庭及び学校におけるポイント〉

- 被害を受けた際には、保護者は、所轄警察署、消費生活センター等（資料：関係相談機関参照）に相談し、状況に応じて被害届等を警察署に提出する。
- 証拠となるもの（メール等）がある時は、プリントアウトもしくは写真撮影し、送信先のアドレス・書き込み者・書き込み日時等を記録しておく。
- 学校においては、相談があったり、問題を認知したりした場合、被害者等から詳細を聞き取り、状況によっては警察等に相談するよう指導する。

対応ポイント

①有害サイト

- フィルタリングをかける。

③個人情報発信

④著作権侵害

- ウェブページ等に個人的な写真等がある場合は写真を削除する。

⑤なりすましメール

- 怪しいメールは、開かず削除する。
- もし開いても、受信したなりすましメールには決して返信しない。
- メールアドレスを変更するか受信拒否の設定等を行う。

⑧出会い系サイト

⑨非出会い系サイト

- メールアドレスを変更する。
- 受信拒否の設定等を行う。

⑪メール・ケータイ依存

⑫ネット依存

- 家庭での使用ルールを作る。



②チェーンメール

- 転送しないようにする。
- 不安な場合には、チェーンメールの送付先（資料編20ページ）に送信する。
- 学校においては、全校児童生徒に、対応について指導を行うとともに、チェーンメールの内容等を保護者にすぐに知らせる。

⑥迷惑メール

- 速やかにメールを削除し、受信拒否の設定等を行う。

⑦ネットオークション

- サイトの出品者・落札者の評価情報などから、出品者・落札者について情報の有無を確認し、情報があれば連絡してみる。

⑩フィッシング

- クレジットカード発行会社に電話して、クレジットを停止する。
- 直接所轄の警察署に連絡して、被害届を提出する。

(4) 中・長期対応のポイント 〈学校におけるポイント〉

【保護者に対して】

- 事案解決については、専門性が求められることから、被害を受けた直後に警察等専門機関に相談するよう啓発する。
- 学校に相談があった場合も、すぐに専門機関と連携して対応する。
- 再発防止に向け、家庭で十分話し合うとともに、児童生徒の心のケアについて相談する。
- 問題の発生減少のために、携帯電話を契約する場合には、説明をよく聞くとともに、契約時に様々な機能を積極的に活用するよう啓発する。

活 用	○携帯電話のメールの受信については、迷惑メールの設定や指定メール受信等を利用して受信可能なメールを設定することができる。 (保護者がパスワード設定して、子どもが変更できないようにすることが重要) ※ 送信メールの制限はできない
例	○パケット定額制の料金タイプに入る場合でも、送付されてきた請求書等のパケットの量を確認することで、定額制以外で支払う場合は、実際の金額としてどれぐらい使用しているか確認することができる。

- 保護者に、あらためて家庭でのルールづくり等の未然防止の取組を啓発し、トラブルや問題が発生しにくい生活環境づくりを促す。

【児童生徒に対して】

- トラブルにあった場合は、問題解決に向けて継続的に支援し、心のケアに取り組む。
- 定期的にアンケート等実態調査を行い、課題を把握し、指導や啓発に生かしていく。
- 再発防止に向けて、発達段階に即した情報モラル教育の充実に取り組む。



(5) ネット問題相談機関

- 保護者等に対して、下記の相談機関の周知を徹底し、問題発生時等には、積極的に活用するよう啓発する。

○ネットアドバイザー(子どもと親のサポートセンター)

083-987-1240

やまぐち総合教育支援センター内にあり、児童生徒や保護者等からのネット問題についての相談を受け、問題解決のための助言等を行っている。

○サイバー犯罪対策室(山口県警察)

083-922-8983

山口県警察本部内にあり、ネット問題、ネット犯罪や有害情報等について相談を受け、対応等を行っている。

○山口県消費生活センター

083-924-0999

商品を購入したりサービスを利用したりするときに起こる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け、問題解決のための助言・あっせん等を行っている。

また、ホームページを開設し、緊急情報や事故情報を啓発している。

○山口地方法務局

083-922-2295

いじめ等、人権問題についての相談業務を行っている。

○インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

インターネットに係わる様々なトラブル（インターネット通販トラブル、インターネット掲示板の誹謗中傷、ネット詐欺など）についての相談窓口を紹介してくれる。

○違法有害情報・相談センター(総務省支援組織)

<http://www.ihaho.jp/>

インターネット環境における違法・有害情報および、安心・安全に関する相談・疑問など、相談員が内容に応じて助言をしてくれる。

(6) 学校と警察のネット問題連携対応システム

ネット・ケータイに関連する早期対応が必要と認められる事案等について、警察署と学校が少年安全サポーターを介して連携し、対応するシステムです。

(平成21年1月から実施)

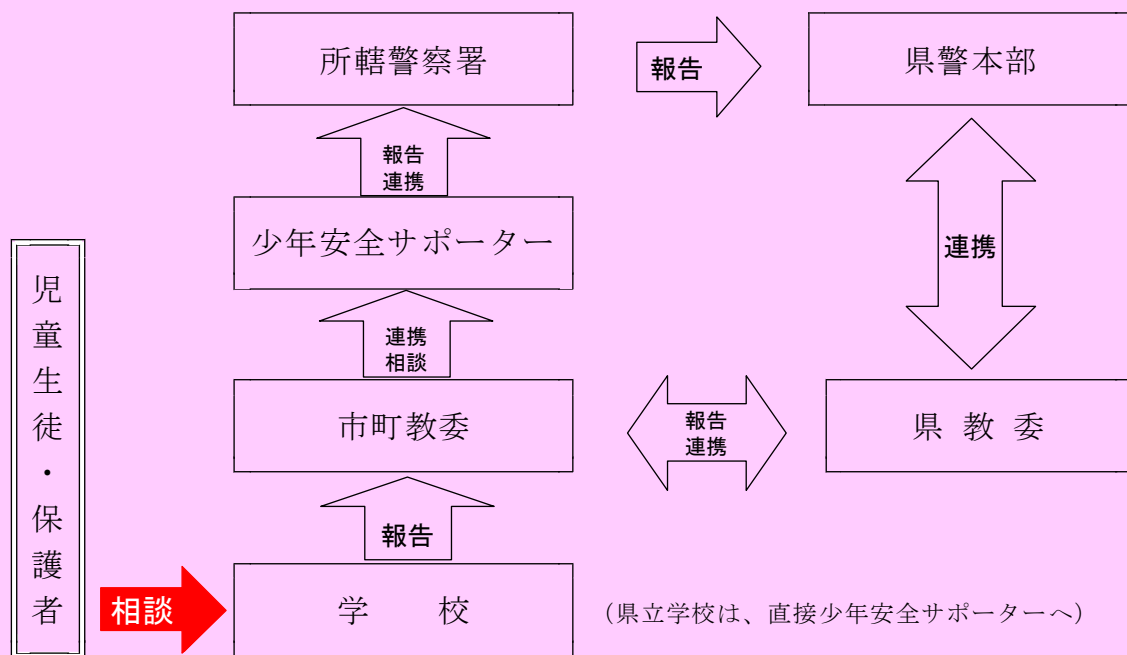
□犯罪に関する事案

パソコン、携帯電話のメールやインターネットを利用した犯罪で、少年が犯罪の被疑者又は被害者となった、あるいはなるおそれがある事案。

□いじめ等事案

パソコン、携帯電話のメールやインターネットを利用した事案で、少年が犯罪の被疑者又は被害者ではないが、「いじめ」「悪口」などの対象となっており、早期対応が必要と認められる事案。

【対応システム図】

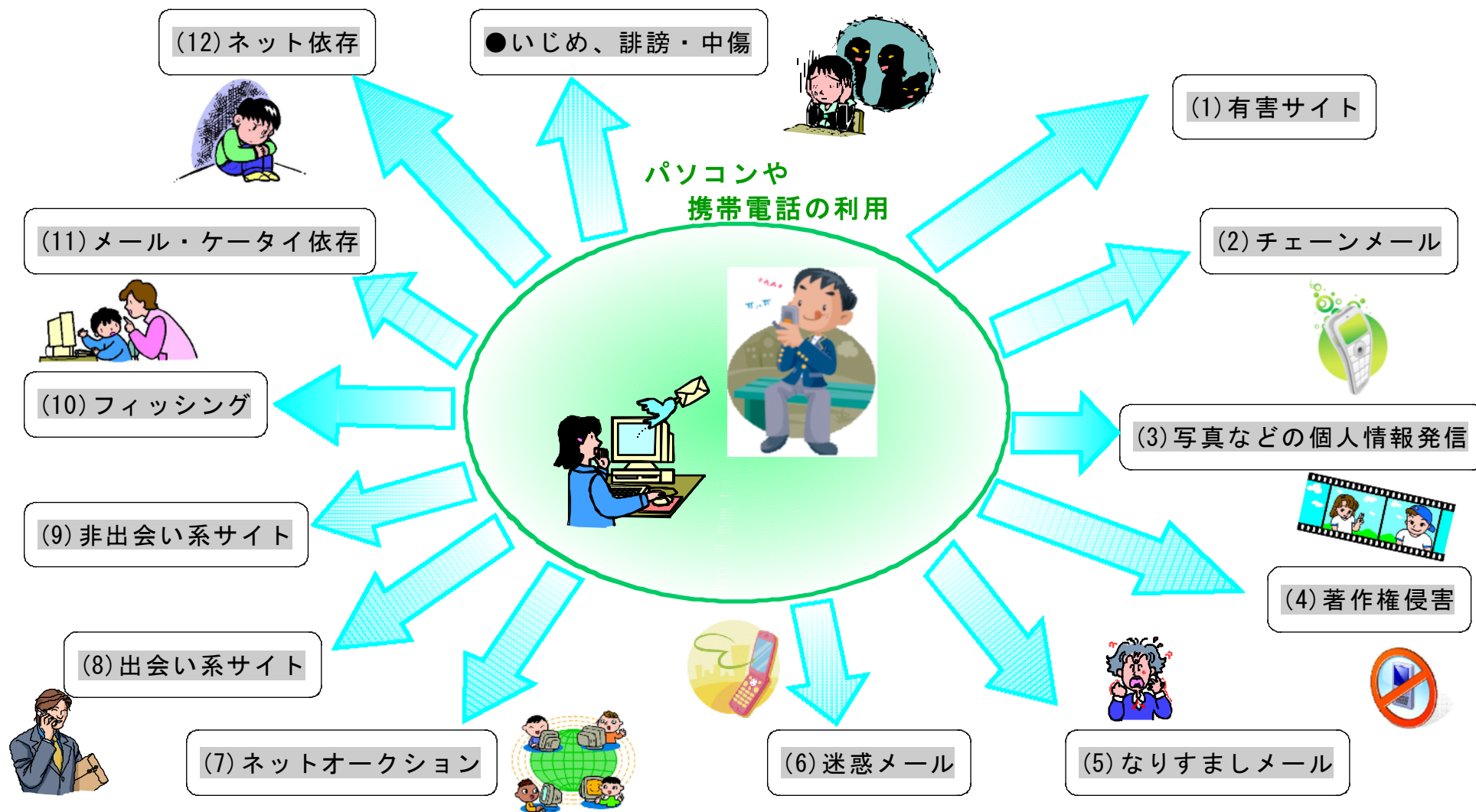


○少年安全サポーター配置地区・連絡先

岩国地区	0827-43-0901
周南地区	0834-22-8542
防府地区	0835-25-2985
山口地区	083-934-2868
宇部地区	0836-34-8609
下関地区	083-231-1570
萩地区	0838-25-2166



2 ネット・ケータイの主なトラブルについて(概略図)



2 ネット・ケータイの主なトラブルについて(説明)

(1) 有害サイトへの接続によるトラブル

- ・自殺に関するもの。
- ・危険な薬物や危険物（爆弾等）の製作に関するもの。
- ・暴力や性的なもの。 など

「青少年インターネット環境整備法」の概要

- 18歳未満の児童が契約者の場合、保護者の申し出がない場合を除き、携帯電話会社はフィルタリングサービスの提供義務がある。保護者の名義で契約され、子どもに持たせる場合も対象になる。（第17条）
 - プロバイダに対して、利用者の求めによりフィルタリングソフトウェア、フィルタリングサービスの提供義務がある。（第18・19条）
- [注意] フィルタリングをしても、全ての有害サイトがフィルタリングにかかるとは限らない

(2) チェーンメールの受信問題

- ・「不幸の手紙」のようなタイプ。
- ・「ネズミ講」のようなタイプ（5人に送れば、次からお金が入ってくる）。
- ・誹謗中傷するタイプ（「死ね」と大量に書かれたもの）。 など

「チェーンメール」とは

チェーンメールとは、「このメールを何人かに転送してください」とメールの内容の転送を要請するようなメールで、次に送らないとその人に災いが降りかかってくるような怪しい情報や偽情報などの内容が多い。

チェーンメールの問題

- チェーンメールの最初の発信者を特定することは極めて困難である。信頼できる機関がチェーンメールを送ることはない。
- 最近では、趣味等についての質問に回答を書き込み、同様の質問を知り合いに回すよう指定された形のチェーンメールが問題となっている。
- 回答内容は、名前、メールアドレス、さらには顔写真まで添付して送るケースもあるため、転送され続けた結果、誰の手に渡り、どのように利用されるかわからない。

(3) 個人情報発信によるトラブル

- ・友人の写っている写真を自分のウェブページに無断掲載した。
- ・動画投稿サイトで、教室の様子を携帯電話で撮られて映像として流された。
- ・安易な情報の発信から抗議が殺到した。 など



「動画投稿サイト」とは

動画投稿サイトとは、インターネット上でユーザが自由に作成した動画をアップロードして共有することができるサービスのこと。

米国の会社が運営するサイトが有名。会員登録をすることによって動画ファイルをアップロードし公開することができる。公開された動画ファイルは会員登録をしていないユーザでも無料で閲覧することができる。

(4) 著作権侵害によるトラブル

- ・他人の文章・写真・歌などを無断で使用する。 など

音楽データのダウンロードについて

- WinnyやShare、Cabos等のファイル交換ソフトを使用して音楽データをダウンロードすることは 著作物の複製に該当する。
- 平成22年1月1日から、違法なアップロード（公開）に加え、違法性を知りながら行うダウンロード（私的複製）も複製権の侵害となった。（著作権法30条1項）

(5) なりすましメールによるトラブル

- ・他人になりすまして、誹謗中傷などを行う。
- ・個人情報を得るために、有名な会社名を利用してなりすましメールが送られる。 など



「なりすまし」とは

なりすましとは、他人のIDやパスワードを盗用し、他人を装ってインターネットの掲示板等で発言したり、サービスを受けたりすること。

掲示板や、チャットなどでは本人確認が困難なため、他人の名前やメールアドレスでの投稿を行うことにより、簡単になりすましが可能になってしまう。

(6) 迷惑メールによるトラブル

- ・メール爆弾（一人の人に何百通も意味のないメールを送る）。
- ・広告・勧誘メール、架空請求メール（ワンクリック詐欺）。
- ・ウィルスメール。 など



「迷惑メール」とは

迷惑メールとは、受け取り手の同意なしに勝手に送られてくるメール。
対策として、携帯電話会社がユーザの希望に応じて受信時に送信元をチェックし、ユーザが希望しない送信元からの電子メールを排除するサービスなどがある。

迷惑メールについて

- 迷惑メールの問題は、通信費用などが受信者にあるという点や出会い系サイトへの勧誘やアダルト情報の掲載されたメールが子どもたちへ送信されたり、特定個人などへのストーカー的嫌がらせ行為や誹謗中傷の場として悪用されたりすることにある。
- また、悪質商法や違法行為などの情報の提供、場合によっては通信事業者のシステムの機能を不全に陥れるなど、複雑で深刻である。

(7) ネットオークションによるトラブル

- ・詐欺（商品が届かない・商品を送ったのに振込が無い）。
- ・安易な小遣い稼ぎ（女子生徒が使い古しの短パンや体操シャツを売るなど）から性犯罪などに発展。 など

「ネットオークション」とは

ネットオークションとは、ネットを介して入札・落札する競売であり、会員登録等を行えば、誰でも出品者・入札者になることができる。様々な対策がなされているが、依然として数々の問題点をはらんでいる。



ネットオークションについて

- ネットオークションは個人間取引が原則なので、相手の信頼性の判断は、最終的に自分で行わなければならない。
- 出品者側の情報を安易に鵜呑みにせず、以下の点等に注意する必要がある。
 - ・ オークションサイトの運営者が提供しているトラブル情報などを参考にする。
 - ・ 取引相手のメールアドレスや携帯電話番号だけでなく、住所・固定電話番号などの連絡先も確認し、事前に連絡を取る。
 - ・ サイトの評価欄で、出品者の過去の取引状況を確認する。
 - ・ 取引状況や相手とのやり取りをプリントし、振込の控えなどは保存する。

(8) 出会い系サイトへの接続によるトラブル

- ・ 金額を示して交際の相手になってくれるように誘う。
- ・ 性的な関係の相手になるように誘う。 など



出会い系サイト規制法について (2008年12月1日施行)

- 平成20年の改正により、「18歳未満の児童でない」ことの確認方法の厳格化が定められた。このため、利用者が18歳未満の児童でないことを確認する方法として、運転免許証の提示か写しの送付、または画像の送信などが必要となった。従わなければ、罰則が適用される。
- サイト事業者が都道府県公安委員会への届け出を義務付けたほか、18歳未満の児童が書き込みを行ったことを同事業者が知った場合は、その書き込みを削除するよう義務付けされている。



(9) 非出会い系サイトへの接続によるトラブル

- ・同性や同年代の人間になりすまして、メール交換等をするように誘う。
- ・悩み相談に乗ったことをきっかけにして、その後、性的な関係の相手になるように誘う。 など

「非出会い系サイト」とは

非出会い系サイトとは、出会いの機会を提供する出会い系サイトとは異なり、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やゲームサイト、ブログ、プロフィールサイト（通称プロフ）、掲示板などの一般的な双方向サイトをいう。

出会い系・非出会い系サイトを介した被害の実態

- 「出会い系サイト」を利用して性被害等に遭う18歳未満児童は後を絶たない上、最近では、コミュニティサイト等の「非出会い系サイト」を利用することで被害に遭うケースが増加している。
～児童被害の入り口が、「出会い系」から「非出会い系」にまで拡大～
- 被害の内容は、児童買春（現金などを供与＜供与の約束＞されての性交等～いわゆる援助交際）、児童ポルノ（裸体写真を撮影されたり、他人に提供されたりすること等）など多岐にわたり、中には、殺人、強盗、強姦などの凶悪犯罪に巻き込まれるケースもある。

(10) フィッシングによる被害

- ・クレジットカード会社をかたってメールを送り、ユーザをだましてクレジットカード番号を盗む。 など

「フィッシング」とは

フィッシングとは、金融機関や通信業者などを装い電子メールを送るなどして、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報聞き出し、金銭的被害を与える手口のこと。

フィッシングに遭わないために

- 個人の重要な情報を尋ねるメールを受け取ったら、必ず実際の機関（金融機関、クレジットカード会社、ショッピングサイト等）へ確認を取る。
- うっかり、入力や返信をしてしまったら、早急に被害に遭わないために、金融機関やカード会社への連絡などの対策を取る。
- 被害に遭った場合には、消費生活センターや警察へ相談をする。

(11) メール・ケータイ依存の問題

- ・風呂に入る時も携帯電話を離せなくなる。
- ・メールを送ってすぐ（例えば5分以内）に返信がないとイライラする。
- ・パソコンや携帯電話が気にかかって、勉強に集中できない。 など



携帯電話の日常生活への影響等（文部科学省携帯電話調査から）

○ 1日平均のメール送受信件数等と普段の就寝時間

午後11時までに就寝する中学校2年生の割合は、1日30件以上では25.3%、1日30件未満では42.8%、携帯電話を持っていない生徒では46.6%

- 携帯電話をよく使う子どもは就寝時間などの生活面への影響も見られる点に留意する必要がある。
- 携帯電話の利用に関して家庭のルールがある場合、子どもは利用マナーを身に付けている割合が多い。
- 保護者が認識している子どものインターネット利用経験と、実際の子どもの利用経験との間にギャップが見られる。
- 小学校の段階から、携帯電話の利用について、適切な教育を行う必要がある。
- 学校における情報モラル教育の一層の充実が望まれる。
- フィルタリングをしている子どもはしていない子どもに比べ、携帯電話に関わるトラブルを経験した割合が低くなっている。

(12) ネット依存の問題

- ・オンラインゲームやチャット利用に熱中するあまり睡眠不足や昼夜逆転の生活になったり、ネットゲームにはまり過ぎてゲームから抜け出せなくなり、会社の無断欠勤、不登校、失業、引きこもりなど現実生活に支障をきたすようになったりする人もいる。
- ・ドライアイ・眼精疲労や腰痛、キーボード腱鞘炎といった長時間端末を操作する事による健康的被害。
- ・掲示板、ブログ、プロフ等への書き込みをしないと気が済まない。 など



「チャット」とは

チャット(chat)は、インターネットを介して、リアルタイムにコミュニケーションを行う手段のひとつ。

(13) その他

(ア) 架空請求の問題

- ・利用した覚えがない架空の有料番組サイト利用料金、恋人紹介事業の事務手数料などを請求する文書が、メール、はがき等で送られてきた。
- ・アダルトサイトや携帯電話の着メロダウンロードサイトなどへアクセスして何らかの項目をクリックしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」などと表示され、料金を請求された。

(イ) 携帯電話によるいわゆる「オレオレ詐欺」などの振り込め詐欺

- ・「以前リフォーム工事をした際に保証契約を結んでいたが、利用されなかったので返金します」と保証業者を名乗る業者から電話があり、返金手続きのための書類が届いたので、指示通り銀行に送ったところ被害にあった。

新手の振り込め詐欺について

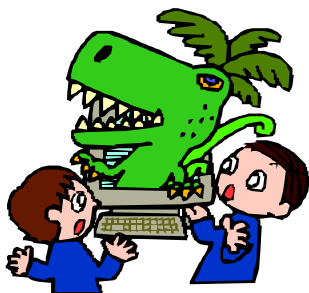
- 上記のように、リフォーム工事をしたことを何かで知った業者が、返金を名目にあらかじめ暗証番号を記入したインターネットバンキング申込書を送り、その暗証番号を使って、逆に預金をだまし取る手口も起こっている。

(ウ) 有害情報を流すなどのいたづら・犯罪行為

- ・掲示板に「女性36人を暴行する」という書き込みを行った。
- ・ウェブページに「教諭がアダルトビデオに出ていた」という名誉を傷つける情報を書き込んでいた。
- ・学校に「陸上競技会を中止しないと生徒を襲う」という脅迫メールを送付した。

有害情報への対応について

- 上記のような事案については、中学校生徒、高等学校生徒でも脅迫容疑で逮捕、名誉毀損で書類送検、威力業務妨害で逮捕など、警察も積極的な対応を行っている。



(エ) 写真の送信・公開によるトラブル

- ・高校生数名が、同級生のズボンを脱がせてカメラ付携帯電話で撮影するなどしていじめ、ズボンを脱がせた写真をブログに公開した。
- ・女子生徒が、自分の下半身を露出した画像を撮影し、出会い系サイトで知り合った男の携帯電話にメール送信した。

カメラと携帯電話の問題について

- 携帯電話の多くにデジタルカメラ機能がついており、様々なシーンを手軽に撮影でき、データの保存や加工、プリントアウト、メールでの送信などが自由に行える。
- このような手軽さから、中には自分自身や交際相手の裸体、性行為の様子を撮影してメールでやりとりしたり、ブログやプロフで公開するなど、場合によっては、犯罪に発展するケースも発生している。
- なお、写真が一度ネット上に出てしまうと、完全に削除することは不可能である。

(オ) サイト利用による高額請求や有料サイトによる多額な料金の請求

- ・インターネット上でギャンブルができるサイトを見つけ、参加するためにクレジットカードの番号を入力して遊んだところ、サイト上で案内される利用料金に比べ、予想以上に高い請求がきた。

(カ) 販売目的を隠してメール友達(メル友)になり、高額商品などを売りつけるデート商法

- ・出会い系サイトで知り合った女性とメル友になった後、その女性から「結婚には宝石が必要ね」と執拗に言われて、大変高価なダイヤのネックレスをクレジットで契約した。

(キ) 家出掲示板による児童の誘引

- ・「ボクが神様(神)です、連絡下さい。」というような書き込みをして、子どもを誘う。

最近の子どもの家出問題について

- お金が無く、家出が続けられなくなった子どもが、泊まる場所や、食事を世話してくれる大人を求め、掲示板で連絡を取り合いながら、これらの大人を渡り歩く事例が増加している。

3 資料編(ネット・ケータイ問題に係る関係サイト等)

(1) 情報モラルの育成サイトについて

- 山口県教育委員会 やまぐち総合教育支援サイト
<http://shien.yasn21.jp/contents/teacher/>
- 文部科学省 情報モラル指導ポータルサイト
<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>
- 国立教育政策研究所「情報モラル教育実践ガイダンス」
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>
- (独)教員研修センター 情報モラル研修教材
<http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm>
- 総務省 国民のための情報セキュリティサイト
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm
- (財)コンピュータ教育開発センター ネット社会の歩き方
<http://www.cec.or.jp/net-walk/>

(2) 児童生徒対象啓発サイト・資料について

山口県警察	ネット問題教材	「ケータイは安全?キケン?」 http://www.police.pref.yamaguchi.jp/0230/syounen/net_kyouzai.html
文部科学省	啓発資料	「ちょっと待って、ケータイ」リーフレット 全国小学6年生に18年度より配布 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm
	啓発資料	「ちょっと待って!はじめてのケータイ」リーフレット http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm
(財)インターネット協会	体験型サイト 他	インターネットルール&マナー検定 http://www.iajapan.org/

(3) ネット問題対応参考サイトについて

○問題行動等対応マニュアル（学校安全・体育課）

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/manual/manual.html>

○山口県警 サイバー犯罪対策室

<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/0210/hitec/hitec.htm>

○文部科学省 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

○総務省「インターネットトラブル事例集」ダウンロードページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

○(財)インターネット協会

<http://www.iajapan.org/>

(4) ネット問題保護者等対象啓発サイト・資料について

文部科学省	啓発資料	「ちょっと待って！はじめてのケータイ」リーフレット http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm 「ちょっと待って、ケータイ」リーフレット http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm
総務省	啓発サイト	国民のための情報セキュリティサイト ～安心してインターネットを使うために～ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm
	啓発資料	「保護者のみなさまへ～携帯電話にフィルタリングサービスの利用を」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070216_5_s2.pdf
総務省・文部科学省・(社)電気通信事業者協会 他	研修義	e-ネットキャラバン 児童生徒を保護・教育する立場にある保護者、教職員、その他児童生徒を保護・教育・指導する者すべて（以下、「保護者、教職員等」という。）に対してインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座 http://www.e-netcaravan.jp/

文部科学省 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議	資料	保護者は、携帯電話等の活用の仕方を再考しよう！ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/toushin/07030123/004.htm
	啓発資料	『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために ー見直そう！ ケータイ・ネットの利用のあり方をー http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08073101/001.pdf
(財)インターネット協会	体験型サイト 他	インターネットルール＆マナー検定 http://www.iajapan.org/
	啓発資料	ルールとマナー検定、フィルタリング（2008年2月発行）等のリーフレット http://www.iajapan.org/enlight/leaflet.html
警察庁 (財)社会安全研究財団	啓発資料	サイバー犯罪防止で、あんしんネットライフ 知ってますか？フィルタリング お子さんを犯罪被害から守るために http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/index.html
(社)MiAU インターネットユーザー協会	啓発資料	“ネット”と上手く付き合うために http://miau.jp/1220754558.phtml
NPO青少年メディア研究会 ねちずん村	ケータイ等体験プログラム	ネットトラブル体験館 ケータイ等のリスク体験 http://www.ams.vg/contents/risk.html

(5) フィルタリングについて

○モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構

<http://www.ema.or.jp/ema.html> <http://www.ema.or.jp/m/?FID=top> (携帯版)

○(財)インターネット協会

<http://www.iajapan.org/filtering/>

(6) 出会い系サイト・チェーンメール等対策サイトについて

警察庁	啓発サイト	<p>危ない！出会い系サイト</p> <p>http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html</p>
警察庁	被害対策サイト	<p>インターネット被害事例と対処法</p> <p>http://www.cyberpolice.go.jp/case/pc/index.html</p>
(財)日本データ通信協会	啓発サイト	<p>『撃退！チェーンメール モバイルサイト』</p> <p>携帯電話のチェーンメールの送付先等</p>  <p>http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile.html</p>
(財)インターネット協会 インターネット・ホットラインセンター	違法・有害情報等の通報サイト	<p>インターネット上の違法・有害情報への対応</p> <p>日本におけるインターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口～ホットラインへ通報する</p> <p>http://www.internethotline.jp/</p>

【参考文献・資料等】

- 子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について 文部科学省
- 『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集 文部科学省
- (独) 国民生活センター ウェブサイト
http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2008_21.html
- (財)インターネット協会 ウェブサイト
<http://www.iajapan.org/>
- (社) 著作権情報センター ウェブサイト
<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>

平成 22 年 3 月 発行

平成 23 年 10 月 一部改訂